

京都市国民健康保険規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年11月15日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 58号

京都市国民健康保険規則の一部を改正する規則

京都市国民健康保険規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号ク中「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する」を削り、「以下「新型コロナウイルス感染症」という」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)